

# 熊本県キャラクター「くまモン」商品の海外販売の解禁について

H26.5.20  
国際課・くまもとブランド  
推進課・流通企画課

4か年戦略の「アクション・アジア～成長するアジアの市場に打って出ます」を推進するため、原則禁止しているくまモンイラスト付商品の海外販売について、平成26年6月から解禁します。

- ① 県の利用許諾を受けているものうち以下のものに限り、海外での販売を認めます。
- ② 販売に際しては、県への届出書(出荷内容等)及び承諾書(各種リスクへは自己責任により対応等)の提出が必要です。

食 品		食品以外
農林水産物	左記以外の食品(加工食品、菓子、酒等)	グッズ・文具・衣類等
<b>県内生産物</b> 【事業者の要件】 ・くまもとうまかもん輸出支援協議会に加盟する団体に所属する者 ・県の輸出拡大の取組みに賛同し、連携して活動すると知事が特に認めた者	県内に本社を置く事業者が、県内で製造・加工したもので、または県産農林水産物を使用し国内で製造・加工したもの	製造地にかかわらず、県内に本社を置く事業者が製造・加工したもの
【事業者の主な要件】 ① 創業から1年以上の業歴を有する ② 反社会的団体に属さず、法令に反する行為を行っていない ③ 保健所の営業許可を取得済(食品関係) ④ 海外PL保険(製造物賠償責任保険)へ加入している		
【例外】 県外に本社を置く事業者が利用許諾を受けた商品で、県内で製造・加工したもの		

対象国・地域は、くまモンの商標登録手続きを行っている中国、韓国、香港、台湾、シンガポール、タイ、アメリカ、EU加盟諸国に限定

※ 県外企業が利用許諾を受けた商品の海外販売は認めない。

(例外：県産農林水産物を使用し、県産品拡販・PR効果が特に見込まれるものは個別に判断)

※ 海外事業者の利用は原則禁止。

(例外：県が後援・協力する百貨店等での期間限定イベント、県産品常設売場及び海外旅行社等の観光旅行商品の販促等)